Ⅱ　再生可能エネルギーに関する制度

Ⅱ-１　農山漁村再生可能エネルギー法の概要

・　農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
・　食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年５月に施行。

【法の趣旨】

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

【概要】

１．基本理念

①　農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。

②　地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

２．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度

３．認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化　等

４．その他

①　国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助

②　計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

Ⅱ-1　再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

基本方針
【国】

・農林漁業との調和
・農林地等の適切な利用調整　等の方針

再生利用可能な荒廃農地を活用する場合は、今後の耕作の見込みがないことを市町村等が判断

基本計画
【市町村】

・農山漁村の活性化に関する方針
・再エネ発電設備の整備を促進する区域
・農林地の効率的利用の確保　　等

基本計画作成市町村数（令和７年度）：126市町村

設備整備計画
【設備整備者】

・発電設備の整備内容
・農林漁業の健全な発展に資する取組 等

設備整備計画認定地区数（令和７年度）：164地区

作成

認定

作成

協議会

・再エネの導入による地域の活性化
・農林漁業の健全な発展に資する取組
・農林漁業との土地利用の調整
等について協議

地域住民、学識経験者等

農林漁業者・団体

市町村

設備整備者

国・都道府県

農地法、森林法、漁港漁場整備法等の手続のワンストップ化

農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

Ⅱ-１　農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針

○　国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標、 促進のための施策、農林漁業の健全な発展に資する取組等の「基本方針」を策定（法第４条）。市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域を対象とした「基本計画」を作成（法第５条）
○　令和７年５月に食料・農業・農村基本計画の策定や第７次エネルギー基本計画の見直し等を踏まえ改正。

基本方針に規定する政策目標

2030年度目標

①法の措置の活用地域数を200地域以上構築。
②農林漁業循環経済地域の構築に取り組む地区数を100地区以上創出。

①各年度の基本計画作成数(累計)

2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
113	126					200以上

②各年度の農林漁業循環経済地域の構築数(累計)

2025	2026	2027	2028	2029	2030
19					100以上

主な記載事項

第１　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標

第２　農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

第３　農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

第４　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

第５　その他の基本計画の作成に関する基本的事項

第６　自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

Ⅱ-１　農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（基本計画）

○　農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について、令和７年度末時点で33道県126市町村で作成。
○　ブロック別では、東北ブロックで38市町村で最も多く、全国で同計画に基づき農林漁業の健全な発展に資する取組が行われている。

各年度の基本計画作成数(累計)

（令和８年３月末現在、農林水産省調べ）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R７
4	15	36	47	60	68	74	83	92	103	113	126

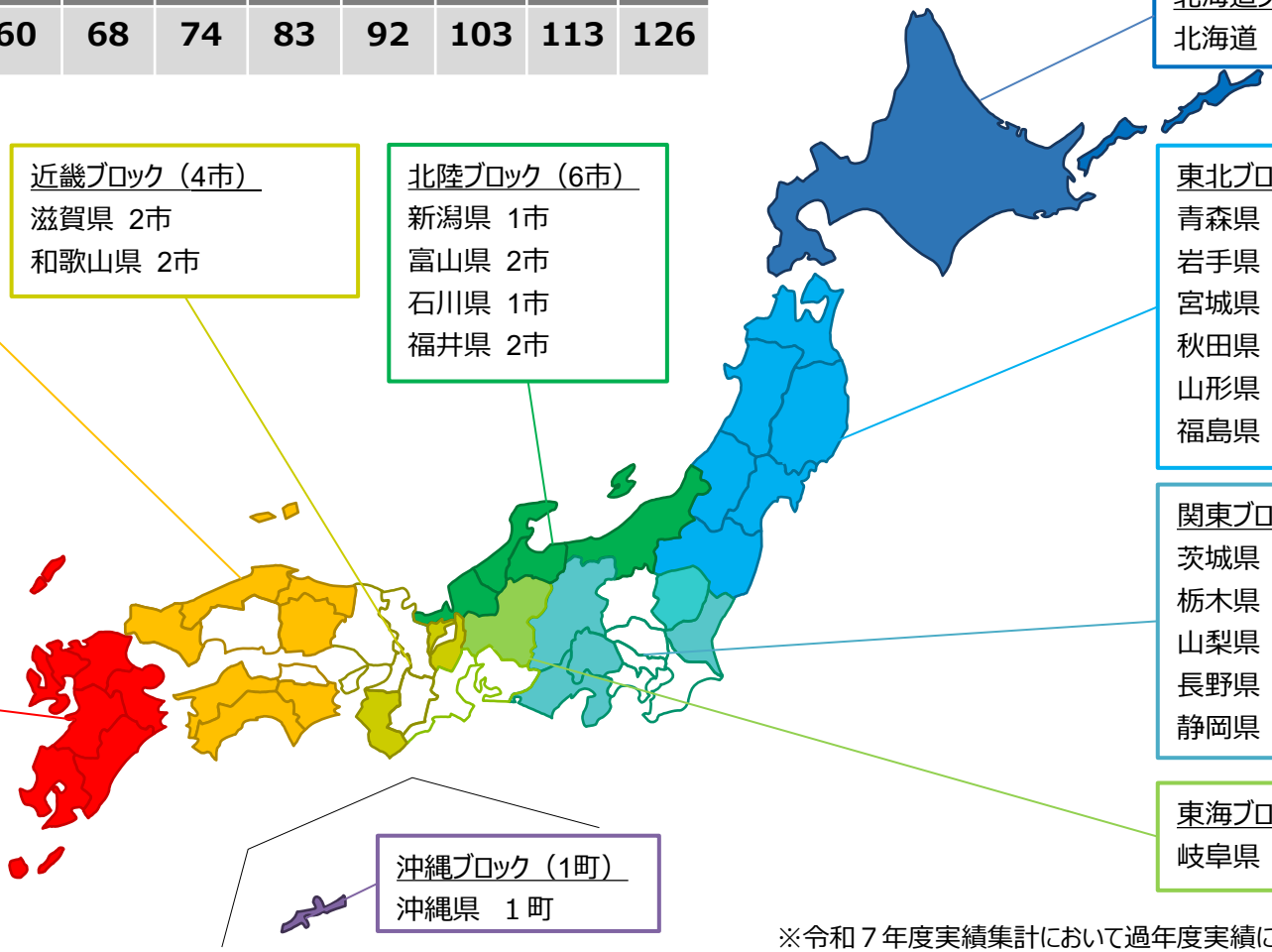

北海道ブロック（12市町村）
北海道　12市町村

東北ブロック（38市町村）
青森県　15市町村
岩手県　5市町
宮城県　1町
秋田県　2市
山形県　4市町
福島県　11市町村

関東ブロック（14市町）
茨城県　4市
栃木県　2町
山梨県　1市
長野県　1市
静岡県　6市町

東海ブロック（1市）
岐阜県　1市

北陸ブロック（6市）
新潟県　1市
富山県　2市
石川県　1市
福井県　2市

近畿ブロック（4市）
滋賀県　2市
和歌山県　2市

中国四国ブロック（21市町）
鳥取県　3市町
島根県　4市町
岡山県　4市
山口県　1市
徳島県　2市
愛媛県　5市町
高知県　2市

九州ブロック（29市町）
福岡県　2市町
佐賀県　2市
長崎県　1市
熊本県　8市町
大分県　4市
宮崎県　7市町
鹿児島県　5市町

沖縄ブロック（1町）
沖縄県　１町

※令和７年度実績集計において過年度実績についても一部修正。

Ⅱ-１　農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（設備整備計画等）

○ 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画について、令和７年度末時点で164地区で作成。
○ 設備整備計画認定数の内訳を見てみると、木質バイオマス発電設備が最も多い。
○ 設備整備計画の発電出力については、風力発電設備が全体の過半数を占めている。

○設備整備計画の認定状況（累計・発電種別）

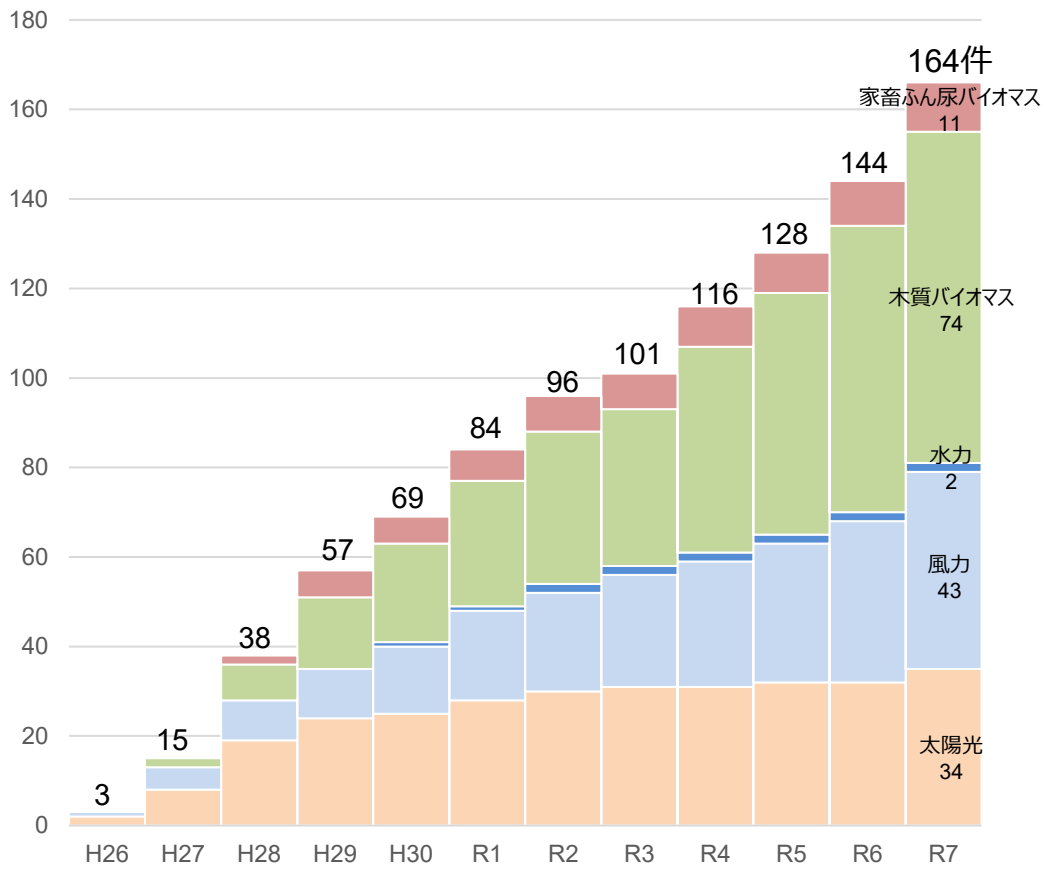

※1 複数電源種を位置付けている設備整備計画があるため全体数と電源種ごとの合計は一致しない。
※2 令和７年度集計において過年度実績においても一部修正。

○発電出力の内訳（設備整備計画認定分）

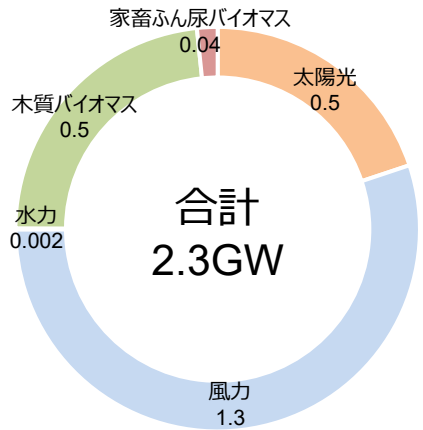

○農地転用不許可の例外の活用状況

	第1種農地の転用がある認定済整備計画	左記のうち第1種農地の転用面積
太陽光	20件	306ha
風力	25件	26ha
水力	1件	0.004ha
木質バイオマス	2件	4ha
家畜ふん尿バイオマス	2件	2ha
合計	50件	337ha

令和８年3月末時点　農林水産省調べ

Ⅱ-１　農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（農林漁業の健全な発展に資する取組）

○ 農山漁村再生可能エネルギー法では、再エネ発電設備の整備と併せて、再エネ発電の利益を地域に還元する「農林漁業の健全な発展に資する取組」を行うこととしている。
○ 取組の内訳をみると、地域林業の振興、農業インフラ、周辺環境の整備など、地域主体による農山漁村の活性化に資する様々な取組が行われている。

○農林漁業の健全な発展に資する取組の内訳

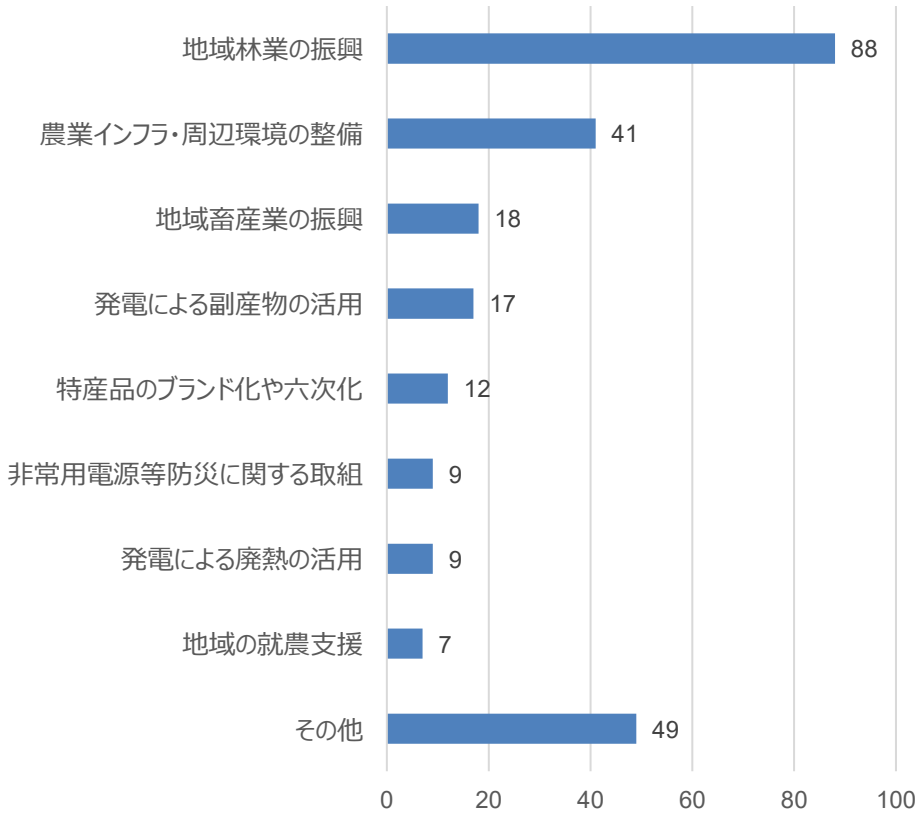

令和８年3月末時点　農林水産省調べ
※「農林漁業の健全な発展に資する取組」については複数の取組を計画に定めることが可能なため、設備整備計画認定数と本内訳の合計は一致しない。

【取組事例①】愛媛県内子町（木質バイオマス発電）

- 地元森林組合と調整し、未利用間伐材を長期間安定的に購入、持続的な森林整備の推進を通じて、地元林業、木材産業の活性化に貢献。
- 発電設備から生じた廃熱を民間施設に供給。電気、熱の利用により、再エネ設備のエネルギー変換効率を約75%に高め、再エネを無駄なく活用。廃熱は、民間施設の従来の給湯費より約10%安価な額で契約し、同施設の経費の削減に貢献。
- 木質ペレットの燃料残渣（炭）（600～800kg/日）を土壌改良材として農業法人等に販売。
- 発電所建屋は、町産材（CLT（直交集成板））を積極的に活用し、町の景観まちづくり条例に配慮したデザインを採用。

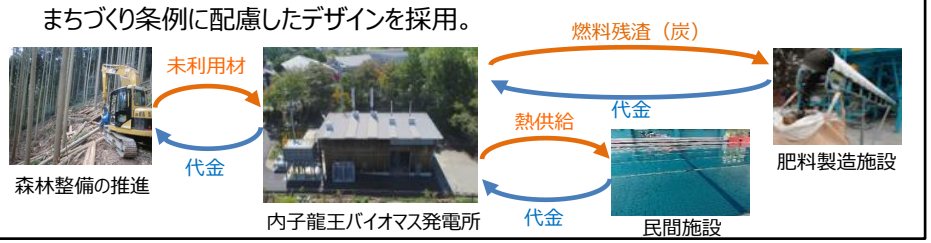

【取組事例②】青森県野辺地町（風力発電）

- 発電事業で得た売電収益から概ね１%程度を基金として積み立て、地域の農林水産業へ寄与する事業に活用。取組については毎年度見直しを行い、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに幅広い農山漁村の地域振興を目指す。
- 令和６年度は、特産品であるホタテの養殖に関する支援（漁業者支援、稚貝放流）や、新規就農者の農業機械購入の補助等に活用。

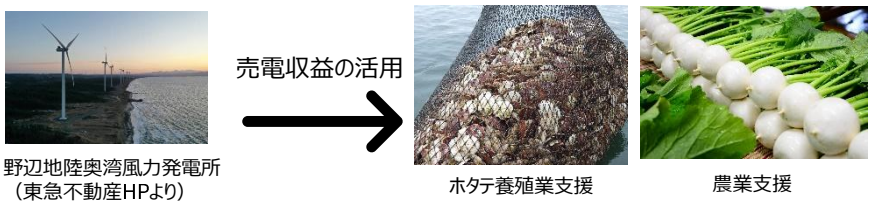

Ⅱ-１　農山漁村再生可能エネルギー法の活用メリット

① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
② 市町村による所有権移転等促進事業
③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）

○農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組の概要

①市町村は基本計画を作成

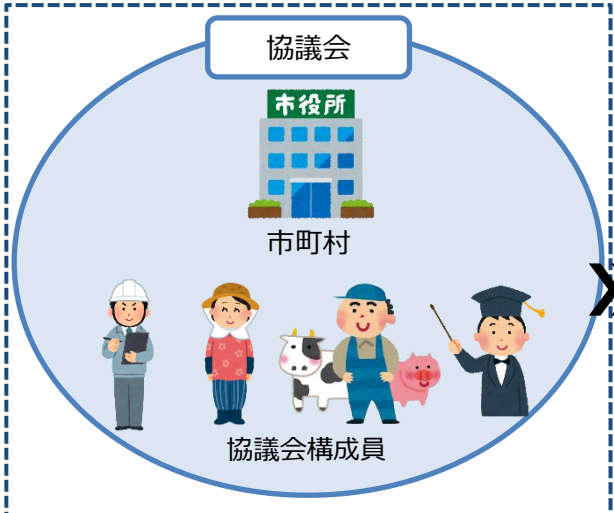

- 市町村は、協議会を通じて設備整備者・地域住民・学識経験者・農林漁業者等と基本計画の作成について協議
- 基本計画には、促進区域、農林漁業の健全な発展に資する取組等を明記

②設備整備者は設備整備計画を作成

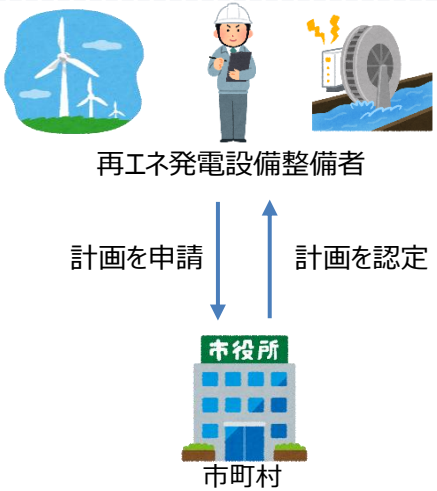

- 設備整備者は、設備整備計画を市町村に申請
- 市町村は、基本計画との適合性等審査した上で設備整備計画を認定
- 認定後、設備整備者は計画に基づき再エネ発電設備の整備を実施

③農林漁業の健全な発展に資する取組の実施

設備整備者は、計画に基づき農林漁業の健全な発展に資する取組を実施。
（取組の例）
・地域林業・畜産業の振興に向けた取組
・農業インフラ・周辺環境の整備
・漁業者支援・養殖等の補助

本法に基づき、地域の理解醸成・円滑な合意形成や農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた農山漁村の活性化を推進

Ⅱ-１　農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（活用理由・設置主体）

○　農山漁村再生可能エネルギー法の活用理由として、基本計画作成の要望、発電利益の地域還元や、地域資源バイオマス発電設備の証明などが挙げられる。
○　設置主体の内訳をみると、地元企業が最も多く、過半数を占めるが、県外企業や首都圏企業も一定数を占めている状況。

○　農山漁村再生可能エネルギー法の活用理由

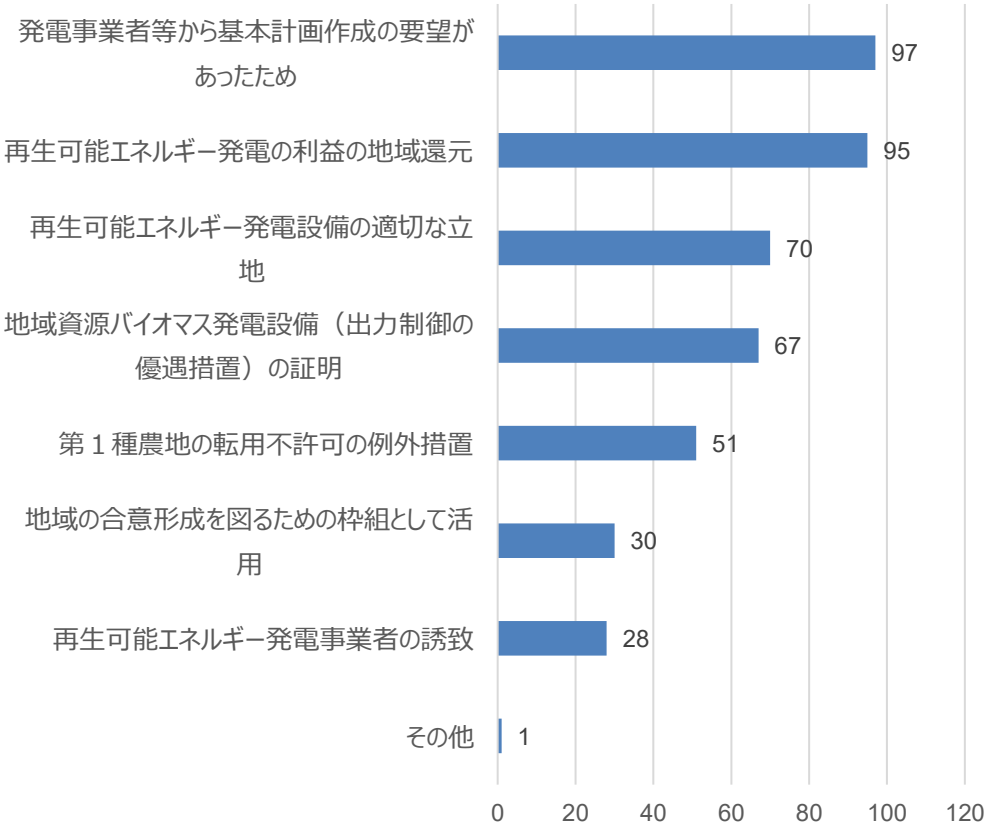

※複数選択可のため農山漁村再生可能エネルギー法基本計画数と各項目の合計は一致しない。

○農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置主体

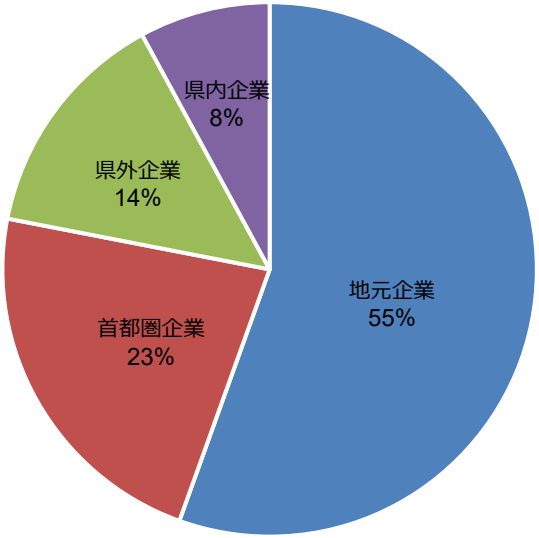

注）地元企業　：設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。一部公共団体を含む。
県内企業　：設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの（地元企業を除く）。
県外企業　：設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致しないもの（地元企業、県内企業、首都圏企業を除く）。
首都圏企業：設置主体の本社所在地が首都圏のもの(地元企業、県内企業を除く）。

令和８年3月末時点　農林水産省調べ

（参考）農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

農業振興地域制度
〈農業上の土地利用のゾーニング〉
農 振 法

農地転用許可制度
〈個別転用を規制〉
農 地 法

農業振興地域
（都道府県が指定）

長期にわたり総合的に農業振興を図る地域

農用地区域
（市町村の農業振興地域整備計画で設定）

農業上の利用を図るべき土地の区域

（転用禁止）

農振白地地域

農業振興地域外

許可権者

- 都道府県知事
- 農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長
（４ha超は農林水産大臣に協議）

不許可

Ⅰ 原則不許可

［第１種農地］
・集団農地
・土地改良事業対象農地　等

Ⅱ Ⅲに立地困難な場合に許可

［第２種農地］
・土地改良事業の対象となっていない小集団の生産力の低い農地　等

Ⅲ 原則許可

［第３種農地］
・市街地にある農地　等

市街化区域：届出制

〔生産性の高い優良農地〕

〔小集団の未整備農地〕

〔　市街地近郊農地　〕

〔　市街地の農地　〕

Ⅱ-２　SDGｓ：Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)
（平成27年9月　国連サミット採択）

目標７：
「すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」

【2030年までのターゲット】

7.1　安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。

7.2　**<u>世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</u>**

7.3　世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

7.a　再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。

7.b　各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

Ⅱ-３　パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（抜粋）（令和元年6月11日閣議決定）

第２章　各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性

第１節　排出削減対策・施策

１．エネルギー（２）目指すべきビジョン

・　再生可能エネルギーは、経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す。

・　熱の効率的利用をはじめとする省エネルギーの推進や、
再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーシステムの強靭化に資する分散型エネルギーシステムの構築を目指す。

（略）

４．地域・くらし（２）目指すべきビジョン

・　農山漁村においては、豊富に存在する多様な資源を最大限活用し、地域主導によりバイオマス、営農型太陽光発電を含む再生可能エネルギーや水素を創出し、地域内で活用する。さらに、農山漁村域外に供給することにより、我が国の温室効果ガスの大幅削減に貢献する。

・　再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、緊急時に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献する。また、地域が主体となった導入により地域コミュニティの維持・強化にも資する。

・　荒廃農地のように有効な活用がされていない農地等に、農業生産が可能な形で太陽光発電パネルを設置し適切な営農を継続することで（営農型太陽光発電）、再生可能エネルギーの拡大とともに、事業の経済性を高め、地域の持続可能な社会形成に資する。

・　地域の再生可能エネルギーや未利用資源を活用した水素サプライチェーンの構築は、気候変動対策のみならず、地域のエネルギー自給率の向上や新たな地域産業の創出にも資する。

（参考）パリ協定の概要

目的	世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を２℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達成するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、 排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って急激に削減。
各国の目標	各国は、貢献（削減目標）を作成・提出・維持する。各国の貢献（削減目標）の目的を達成するための国内対策をとる。 各国の貢献（削減目標）は、5年ごとに提出・更新し、従前より前進を示す。
長期低排出発展戦略	全ての国が長期低排出発展戦略を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク	5年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施状況を定期的に検討する。 世界全体としての実施状況の検討結果は、各国が行動及び支援を更新する際の情報となる。

Ⅱ-４　食料・農業・農村基本計画（抜粋）（令和7年4月11日閣議決定）

第４ 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅳ 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

（２）環境負荷低減に向けた個別分野の取組

③ 農林漁業循環経済地域の創出

バイオマスは、電気・熱、燃料への変換によるエネルギー利用や、プラスチック等の素材としてのマテリアル利用が可能であり、再生可能エネルギーとともに、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地方創生や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものである。

このため、先導地域を核として、地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。

（略）

イ 再生可能エネルギーの利用推進

農山漁村における再生可能エネルギーは、相談窓口の設置や営農型太陽光発電のモデル的取組の支援等により、2023年度の経済規模は774億円となり、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」（平成26年５月制定、令和３年７月一部改正）における2023年度目標である600億円を達成した。一方、太陽光発電のFIT調達価格は、10円/kWh程度まで下落しているほか、出力制御エリアは全国に拡大しており、今後はこれまでのような売電収入は見込めないため、FIT/FIPのみに依存しない、再生可能エネルギーの農山漁村への導入推進や先進技術の導入が課題となっている。

このため、太陽光やバイオガス等の再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）などの導入効果の検証等を行う。また、営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。

くわえて、農業水利施設を活用した小水力等発電について、優良事例の横展開、関連施策の周知等により導入を促進する。

Ⅱ-５　みどりの食料システム戦略（抜粋）
（令和３年５月12日 みどりの食料システム戦略本部決定）

３　本戦略の目指す姿と取組方向

（１）本戦略の策定とこれに基づく取組
（略）
② 本戦略に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、労力軽減・生産性向上、地域資源の最大活用、脱炭素化（温暖化防止）、化学農薬・化学肥料の提言、生産多様性の保全・再生の点から目指す姿として、
・ 2040年までに、革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
・ 2050年までに、革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」（後述）を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
という2段階の目標を掲げるとともに、従来の施策の延長ではない形で、サプライチェーンの各段階における環境負荷の低減と労働安全性・労働生産性の大幅な向上をイノベーションにより実現していくための道筋を示す。
（略）
（２）政策手法のグリーン化
① 農林水産省の補助事業については、技術開発の状況を踏まえつつ、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また、園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。
（略）
（５）本戦略が目指す姿とKPI（重要業績評価指標）
⑦ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。

４　具体的な取組

（１）資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進
① 持続可能な資材やエネルギーの調達
・ 営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築
・ 農山漁村の活性化に資する再エネ事業者等の取組を可視化するためのロゴマークの導入
・ 小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設等の導入
・ バイオ液肥（バイオガス発電の副産物である消化液）の活用による地域資源循環の取組の推進
・ 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制の見直し

Ⅱ-６　エネルギー基本計画（抜粋）（令和７（2025）年２月18日閣議決定）

Ｖ．２０４０年に向けた政策の方向性
３．脱炭素電源の拡大と系統整備
（２）再生可能エネルギー
①総論
（ア）基本的な考え方
今後とも、エネルギー政策の原則であるＳ＋３Ｅを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。
（ウ）国民負担の抑制等
具体的には、ＦＩＴ・ＦＩＰ制度における入札制の活用等を推進するとともに、ＦＩＴ・ＦＩＰ制度を前提としないビジネスモデルによる再生可能エネルギー発電事業を推進する。また、ＦＩＴ・ＦＩＰ認定後の迅速な事業実施を促すため、ＦＩＴ・ＦＩＰ認定の失効制度等を着実に運用していく。
（エ）電力市場への統合
(C) 再生可能エネルギーの地域活用
地域に賦存する再生可能エネルギーの地産地消は、災害時のエネルギーの安定供給の確保や地域活性化の観点から重要である。また、再生可能エネルギーの出力変動について、需給に近接した脱炭素化された調整力等による調整がなされることで、統合コストの抑制が見込まれる。
このため、発電に近接した工場や家庭等で再生可能エネルギー電気を消費するモデルや、需要地内では消費し切れない再生可能エネルギー電気を地域内で消費するモデルなどを推進するとともに、ＦＩＴ制度に基づく「地域活用要件」を通じて自家消費や地域一体的な電源の活用を促す。

○ 電力需要・電源構成

	2013年度（実績）	2022年度（実績）	2040年度（見通し）
電力需要	**0.99兆kWh**	**0.90兆kWh**	**0.9～1.1兆kWh程度**
産業	0.36兆kWh	0.32兆kWh	0.38～0.41兆kWh程度
業務	0.32兆kWh	0.31兆kWh	0.29～0.30兆kWh程度
家庭	0.29兆kWh	0.26兆kWh	0.23～0.26兆kWh程度
運輸	0.02兆kWh	0.02兆kWh	0.04～0.10兆kWh程度
発電電力量	**1.08兆kWh**	**1.00兆kWh**	**1.1～1.2兆kWh程度**
再エネ	10.9%	21.8%	4～5割程度
太陽光	1.2%	9.2%	23～29%程度
風力	0.5%	0.9%	4～8%程度
水力	7.3%	7.7%	8～10%程度
地熱	0.2%	0.3%	1～2%程度
バイオマス	1.6%	3.7%	5～6%程度
原子力	0.9%	5.6%	2割程度
火力	88.3%	72.6%	3～4割程度

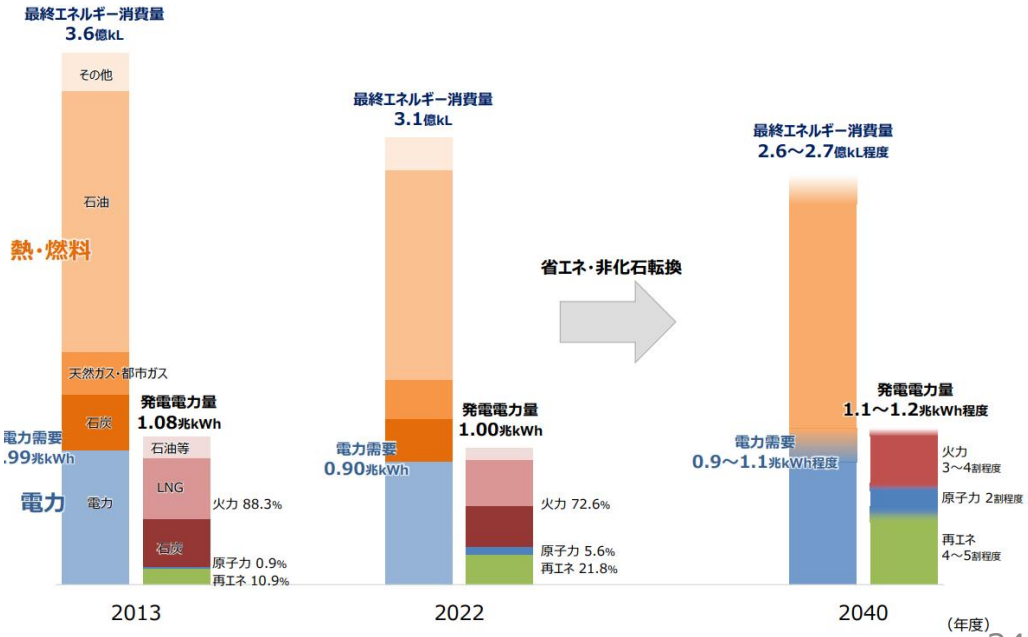

（出典）　資源エネルギー庁「2040年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」から抜粋

Ⅱ-7　固定価格買取制度（FIT）

○「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買いとることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部については電気を利用している消費者から「再エネ賦課金」という形で　広く集め、再生可能エネルギーの導入を支えています。

○ FITの基本的な仕組み

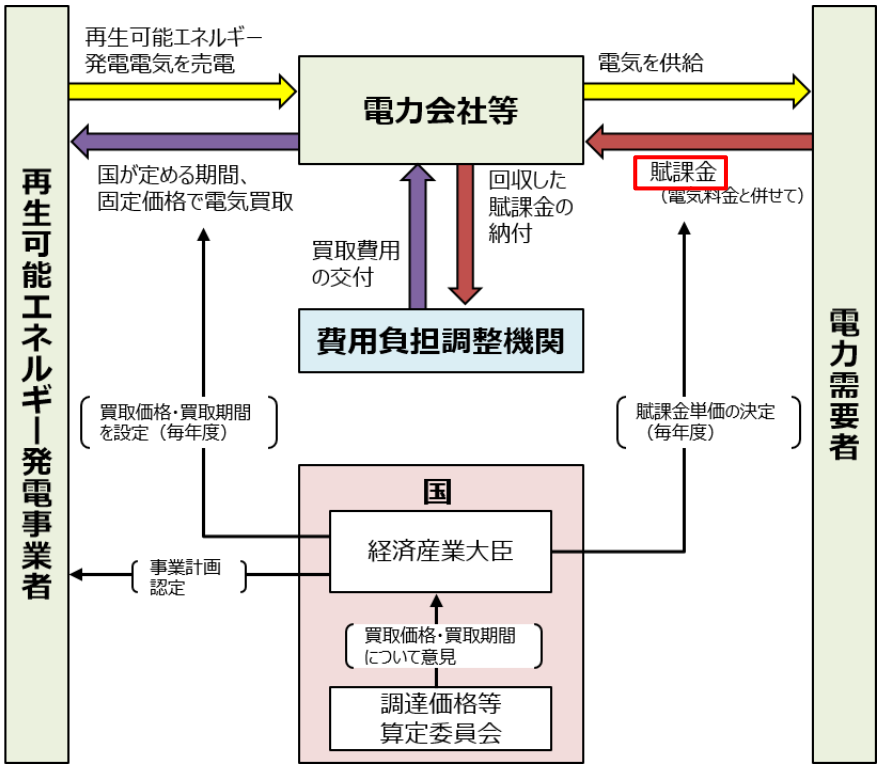

電源	調達区分			1kWhあたり調達価格/基準価格 2025年度 (4月～9月)	2025年度 (10月～3月)	2026年度	2027年度	調達期間
太陽光	250kW以上（入札制度適用区分）			入札			※1	20年間
	50kW以上250kW未満（入札対象外）			8.9円		9.6円	※1	
	10kW以上50kW未満			10円		9.9円	※1	
	50kW以上（屋根設置）			11.5円	19円(～5年) 8.3円(6～20年)			
	10kW以上50kW未満（屋根設置）			11.5円	19円(～5年) 8.3円(6～20年)			
	10kW未満			15円	24円(～4年) 8.3円(5～10年)			10年間
バイオマス	メタン発酵ガス	下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス		35円			―	20年間
	間伐材等由来の木質バイオマス	間伐材、主伐材	2千kW以上	32円			―	
			2千kW未満	40円			―	
	一般木質・農産物の収穫に伴い生じる固体燃料	製材端材、輸入材、PKS等	1万kW以上	入札		※2		
			1万kW未満	24円			―	
風力	陸上風力		50Kw以上	入札（13円）		入札（14円）	入札（13.7円）	20年間
			50Kw未満	13円		14円	13.7円	
	洋上風力（着床式）			入札			入札	
	洋上風力（浮体式）			36円				
水力	5,000kW以上30,000kW未満			16円			―	20年間
	1,000kW以上5,000kW未満			23円			―	
	200kW以上1,000kW未満			29円				
	200kW未満			34円				
地熱	15,000kW以上			26円		出力に応じて変化	―	15年間
	15,000kW未満			40円				

※1　太陽光（地上設置（10kW以上））区分は、2026年度の落札案件を除き、2027年度以降、FIT/FIP制度の新規認定対象とならない。
ただし、2026年度以前に既に認定を受けた案件及び2026年度の落札案件のFIP制度への移行は認める。
※2　バイオマス（一般木質等（10,000kW以上）・液体燃料）区分は、2026年度以降、FIT/FIP制度の新規認定対象とならない。
また、2025年度以前に既に認定を受けた案件が、2026年度以降に調達価格/基準価格が変更される事業計画の変更（区分ごとのバイオマス比率の変更については、これらの区分のバイオマス比率の変更に限る。）を行う場合は、FIT/FIP制度の支援対象外となる。
ただし、2025年度以前に既に認定を受けた案件のFIP制度への移行は認める。

資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2026年度版」資料等より抜粋（一部加工）

（参考）日本の動向：FIT･FIP制度に伴う国民負担の状況

- 再エネ賦課金は、**再エネ特措法に基づき**、**再エネ電気の買取費用等から、再エネ電気を売電した場合に得られる収入を減じて計算**。**2026年度の水準は、4.18円/kWh**。
- 2012年度～2014年度に認定された**相対的に高い価格の事業用太陽光が買取総額全体の大半**を占める。
- 国民負担の抑制を図るため、再エネコストを競争力ある水準に低減させ、**自立的に導入が進む状態を早期に実現**していく。これまでも**FIT/FIP制度における調達価格･基準価格の引下げ等を実施**してきており、引き続き、こうした取組を進めつつ、発電事業者による**自立化に向けた取組**や、特に効率的に事業が実施された場合においても**足下のコストデータ等の上昇が見られることを確認**した上で、**上昇分については適切に調達価格/基準価格等へ反映を行っていく**。また、FIT/FIP認定後の迅速な事業実施を促すため、**FIT/FIP認定の失効制度等を着実に運用**していく。

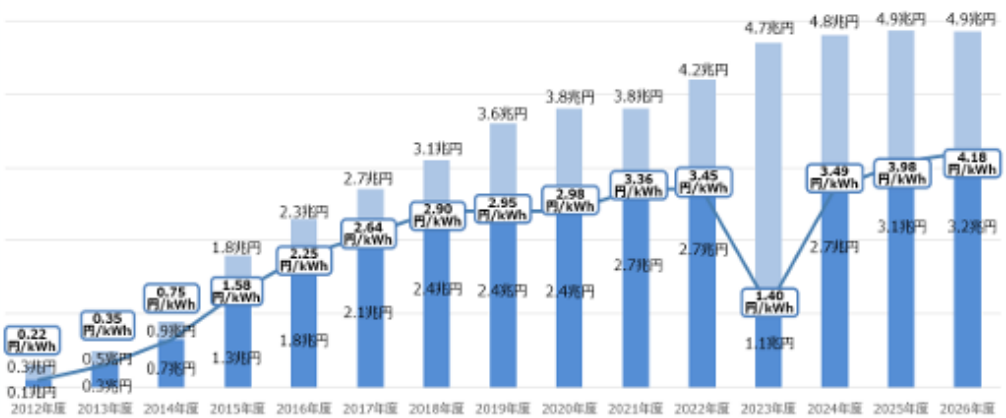

※2012年度から2026年度までの買取総額及び賦課金総額見込みの推移

＜買取総額の内訳＞					
住宅用太陽光			0.2兆円		3%
事業用太陽光	2012年度認定		0.9兆円		18%
	2013年度認定	2.5兆円	1.2兆円	52%	25%
	2014年度認定		0.4兆円		9%
	2015～2026年度認定		0.5兆円		9%
	（合計）		（3.0兆円）		（61%）
風力発電			0.3兆円		6%
地熱発電			0.03兆円		0.6%
中小水力発電			0.2兆円		4%
バイオマス発電			1.0兆円		20%
		合計	4.9兆円		

※四捨五入の関係で合計と内訳は必ずしも一致していない。

（出典）第1回再生可能エネルギー主力電源化小委員会資料

（参考）市場連動型の導入支援（FIP制度）

- **大規模太陽光・風力等**の競争力ある電源への成長が見込まれるものは、欧州等と同様、**電力市場と連動**した支援制度へ移行。

FIT制度

価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ

→ 需要ピーク時（市場価格が高い）に供給量を増やすインセンティブなし

FIP制度

補助額（プレミアム）が一定で、収入は市場価格に連動

→ 需要ピーク時（市場価格が高い）に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり

※補助額は、市場価格の水準にあわせて一定の頻度で更新

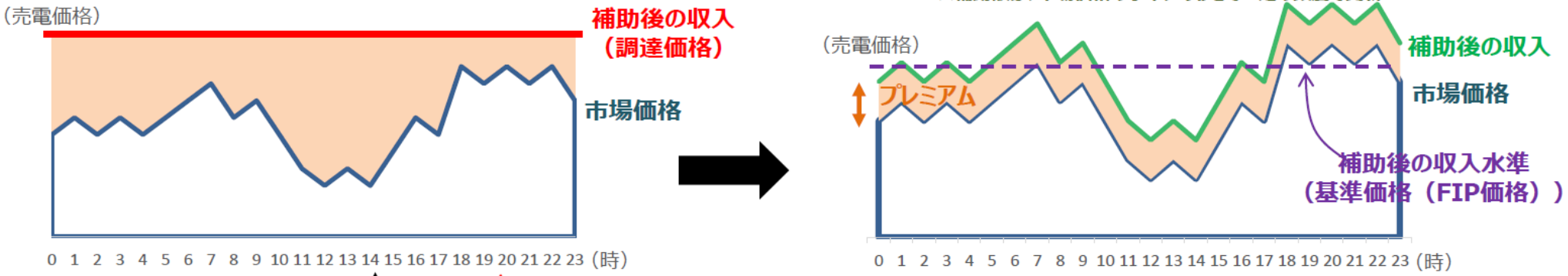

１日の電力需要と太陽光発電の供給量

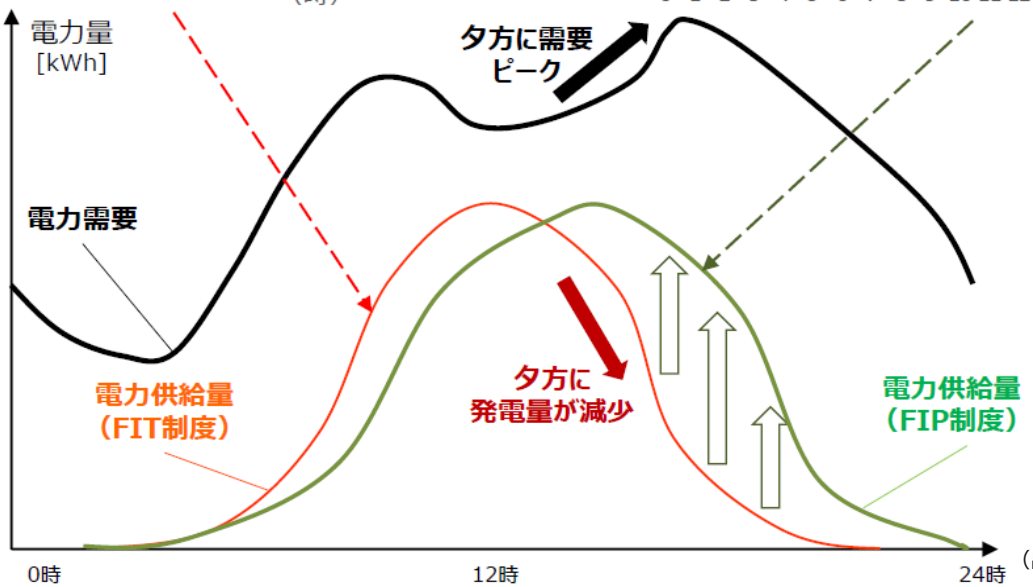

（出典）第70回 調達価格等算定委員会資料より抜粋

Ⅱ-８　環境基本計画（抜粋）（令和６年５月21日閣議決定）

第２部 環境政策の具体的な展開
第２章 重点戦略ごとの環境政策の展開
１．「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
（１）自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本に対する投資の拡大
（地域共生型の再生可能エネルギーの最大限の導入拡大）
（略）
　再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進や、地域の需要に応じた熱分野の脱炭素化、地域共生型の地熱発電や浮体式洋上風力発電・潮流発電等の再生可能エネルギー発電導入促進、適正な営農型太陽光発電促進・農林業系バイオマス等の循環利用、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素サプライチェーン構築、廃棄物発電の導入促進等を実施する。

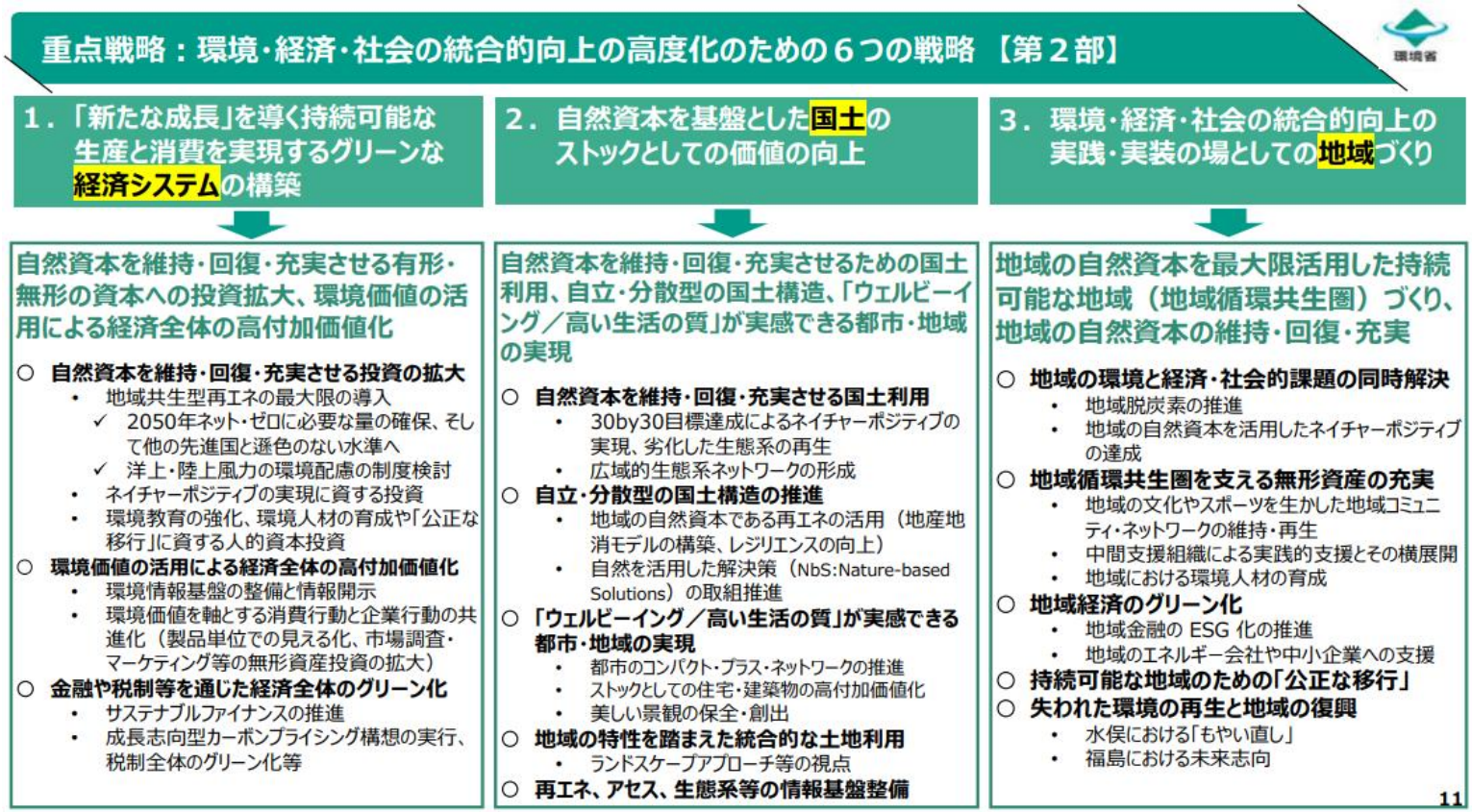

出典：環境省HP「第六次環境基本計画について」